

# 消防用設備等技術基準

(通則・運用・特例基準編 2016)

名古屋市消防局予防部指導課推薦

公益社団法人愛知県建築士事務所協会名古屋支部

# 消防用設備等技術基準(通則・運用・特例基準編)

## 第1章 通 則

1-1	令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて	1
1-2	消防用設備等の設置単位の判断基準について	4
1-3	消防用設備等の設置単位の判断基準について(図解)	8
1-4	消防法施行令第8条の解説	16
1-5	令8区画及び共住区画の構造並びに 当該区画を貫通する配管等の取扱いについて	19
1-6	令8区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について	27
1-7	消防法施行令第9条の解説	33
1-8	無窓階の解説	35
1-9	避難上又は消火活動上有効な開口部の判断基準について	37
1-10	「避難口」及び「消防隊進入口」に設置する電気錠の指導基準について	47
1-11	内装制限の解説	49
1-12	既存防火対象物に対する新基準の適用除外	52
1-13	電気設備が設置されている部分等における消火設備の取扱いについて	54

## 第2章 特殊な建築物に対する指導

2-1	消防活動用空地等の設置指導基準について	60
2-2	超高層建築物防災指導基準の制定について	72
2-3	高層建築物等の屋上に設けるヘリコプター緊急離着陸場等の 設置に関するガイドラインの制定について	83
2-4	駅施設等に対する防火管理及び消防用設備等の設置指導要領について	133
2-5	地下鉄施設における利便施設及びイベントの指導基準	137
2-6	名古屋市地下街基本方針	141
2-7	地下街と他の建築物の地下階との接続基準について	149
2-8	特定防火対象物の地階と地下街とが一体をなすものの取扱いについて	155
2-9	アーケードの取扱いについて	162
2-10	道路の上空に設ける通路の取扱い等について	169
2-11	仮使用認定制度の運用等について	173

### 第3章 特例基準

- 3-1 消防用設備等の設置及び維持に関する特例基準について ……182
- 3-2 特例基準の適用の手続きを必要としないものについて ……197

### 第4章 共同住宅等

- 4-1 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する  
消防の用に供する設備等に関する省令等の運用について ……198  
(参考) 特定共同住宅等に係る技術基準について ……234
- 4-2 特定共同住宅等の運用に係る質疑応答について ……244
- 4-3 建築確認時における共同住宅等の収容人員の算定について ……265
- 4-4 スキップ、メゾネット式共同住宅の連結送水管及び  
非常コンセント設備の設置基準について ……266
- 4-5 浴室設置型衣類乾燥機の設置基準について ……268

### 第5章 届出等

- 5-1 各種届出等の運用基準について ……271
- 5-2 消防用設備等に係る届出等に関する運用について ……292
- 5-3 消防用設備等のうち着工届出書のないものの処理について ……302
- 5-4 防火対象物の工事取止届について ……307

### 第6章 その他

- 6-1 消防設備士免状の返納命令に関する運用について ……309
- 6-2 検定対象機械器具等と表示 ……317
- 6-3 認定対象機械器具等と表示 ……319
- 6-4 自主表示対象機械器具等と表示 ……322
- 6-5 評価対象機械器具等と表示 ……323
- 6-6 性能評定対象機械器具等と表示 ……324
- 6-7 消防用設備等の標識類 ……325

# 第1章 通 則

## 1-1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて

〔50 消導第 55 号の 2〕  
〔昭和 50 年 6 月 5 日〕  
〔62 消予第 92 号〕  
〔昭和 62 年 8 月 26 日〕  
〔15 消導第 48 号の 2〕  
〔平成 15 年 3 月 20 日〕  
〔26 消導第 253 号〕  
〔平成 27 年 3 月 25 日〕

1 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 1 条の 2 第 2 項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次の（1）又は（2）に該当するものとする。

（1）令別表第 1（1）項から（15）項までに掲げる防火対象物（以下「令別表対象物」という。）の区分に応じ、別表（A）欄に掲げる当該防火対象物の主たる用途に供される部分に機能的に従属していると認められる同表（B）欄に掲げる用途に供される部分で、次のアからウまでのすべてに該当するもの。

ア 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が主たる用途に供される部分の管理権原を有する者と同一であること。

イ 当該従属的な部分の利用者が主たる用途に供される部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。なお、密接な関係を有するとは、主たる用途に供される部分を利用する者が、主に従属的な部分を利用する場合をいう。

ウ 当該従属的な部分の利用時間が主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同一であること。

なお、従属的な部分の利用時間が主たる用途の利用時間の範囲内ならば、当該従属的な部分の利用時間は当該主たる用途の利用時間とほぼ同一とみなす。

（2）主たる用途に供される部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の 90%以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満である場合における当該独立した用途に供される部分（令別表第 1（2）項ニ、（5）項イ若しくは（6）項イ（1）から（3）まで若しくはロに掲げる防火対象物又は（6）項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分を除く。）。

## 第3章 特例基準

### 3-1 消防用設備等の設置及び維持に関する特例基準について

平成13年3月30日 13消導第74号  
平成14年5月20日 14消導第118号  
平成14年9月2日 14消導第195号  
平成15年5月6日 14消導第239号の2  
平成17年3月31日 16消導第374号  
平成19年6月12日 19消導第70号  
平成21年3月31日 20消導第264号  
平成25年9月27日 25消導第86号  
平成26年6月26日 26消導第73号  
平成27年3月26日 26消導第255号  
平成27年10月13日 27消導第142号  
平成28年1月12日 27消導第188号

#### 第1 趣 旨

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）第32条及び火災予防条例（昭和37年名古屋市条例第16号。以下「条例」という。）第56条の規定による消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準に関する特例は、この基準の定めるところによるものとする。

#### 第2 精神病院等に対する特例

精神障害者等のうち、重症患者（非常時において自ら避難することが困難な患者をいう。）を収容する病棟又は病室が存する階（精神障害者等の診療若しくはリハビリテーションを行っている病棟又は病室が存する階を除く。）については、次のとおり特例を適用することができるものとする。

##### 1 消火器具

消火器具は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第6条第6項の規定にかかわらず、同条第1項及び第2項の規定に基づき算定した能力単位のものを各階のナースステーション内に集中して設置することができる。

##### 2 屋内消火栓設備

- (1) 政令第11条第3項第1号に定める屋内消火栓設備を設置する場合は同号イの規定にかかわらず、ナースステーションの出入口付近に設置することができる。
- (2) 屋内消火栓箱の上部に設ける赤色の灯火は、規則第12条第1項第3号ロの規定にかかわらず、設けないことができる。

## 6-7 消防用設備等の標識類

消防用設備等の標識類の長さ及び色は、次の表のとおりとする。

標識類の種類	根拠条文	長さ (cm)		色	
		短辺	長辺	地	文字
「消火器」、「消火バケツ」、「消火水槽」、「消火砂」又は「消火ひる石」と表示された標識	規則 9④ 4	8 以上	24 以上	赤	白
スプリンクラー設備の制御弁である旨を表示した標識	規則 14④ 3	10 以上	30 以上	赤	白
スプリンクラー設備のスプリンクラー用送水口である旨を表示した標識	規則 14④ 6	10 以上	30 以上	赤	白
水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の手動式起動装置である旨を表示した標識	規則 16③ 3 18④ 10 19⑤ 15 20④ 12 の 2 21④ 14	10 以上	30 以上	赤	白
泡消火設備のホース接続口である旨を表示した標識	規則 18④ 10	10 以上	30 以上	赤	白
屋外消火栓に設ける「屋外消火栓」と表示した標識	規則 22④ 4	10 以上	30 以上	赤 (白)	白 (赤)
消防機関へ通報する火災報知設備の発信機の押ボタンである旨を表示した標識	規則 25④ 2	8 以上	24 以上	赤	白
避難器具である旨を表示した標識	規則 27④ 3	12 以上	36 以上	白	黒
連結送水管の送水口及び放水口である旨を表示した標識	規則 31④ 4	10 以上	30 以上	赤 (白)	白 (赤)

備考 1 長さをこの表に掲げる最小限度の数値をこえるものとする場合は、短辺と長辺の比率をこの表に掲げる最小限度の数値のとおりにすること。

2 「消火器」の標識には、必要に応じ、普通火災用、油火災用、電気火災用等その適応性を附記することもさしつかえないこと。

※注：これにより難しい場合は、それぞれの設備基準によること。